⑹　申告、納付及び還付等

イ　所得税の予定納税をする者は、予定納税額に係る防衛特別所得税を当該予定納税額に併せて国に納付しなければならない。（第五条の十三関係）

ロ　所得税の確定申告書を提出する者は、税務署長に対し、次に掲げる事項その他の事項を記載した防衛特別所得税申告書を当該確定申告書に併せて提出しなければならない。（第五条の十四関係）

㈠　その年分の確定申告書に係る基準所得税額

㈡　㈠に掲げる基準所得税額につき計算した防衛特別所得税の額

㈢　源泉徴収特別税額がある場合には、㈡に掲げる防衛特別所得税の額から当該源泉徴収特別税額を控除した金額

㈣　㈢に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

㈤　予納特別税額がある場合には、㈡に掲げる防衛特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、㈢に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

㈥　㈤に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

ハ　防衛特別所得税申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき防衛特別所得税を所得税に併せて国に納付しなければならない。（第五条の十五関係）

ニ　防衛特別所得税申告書を提出した者について、防衛特別所得税額の計算上控除しきれない源泉徴収特別税額及び予納特別税額があるときは、その防衛特別所得税を所得税に併せて還付する。（第五条の十六関係）

⑺　法人に係る防衛特別所得税の課税標準

法人の基準所得税額を法人に対して課する防衛特別所得税の課税標準とする。（第五条の二十四関係）

⑻　法人に係る防衛特別所得税の額の計算

法人に対して課する防衛特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。（第五条の二十五関係）

⑼　源泉徴収等

イ　所得税の源泉徴収をすべき者は、源泉徴収税額に係る防衛特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、これを当該源泉徴収税額に併せて国に納付しなければならない。（第五条の二十六関係）

ロ　所得税の年末調整をする者は、当該年末調整と併せて防衛特別所得税についても年末調整を行わなければならない。（第五条の二十八関係）

⑽　当該職員の質問検査権及び罰則

当該職員の質問検査権及び罰則について必要な規定を定める。（第五条の三十、第五条の三十二～第五条の三十七関係）

⑾　その他

更正の請求の特例、還付の手続等について所得税法の規定に準じて所要の規定を設けるほか、防衛特別所得税に関する規定の適用がある場合における所得税法その他の法律の適用につき必要な事項を定める。（第五条の三、第五条の七、第五条の十七～第五条の二十三、第五条の二十七、第五条の二十九、第五条の三十一関係）

3　令和八年度以降の各年度における防衛特別所得税の収入は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる。（第五十八条関係）

4　その他所要の規定の整備を行う。

第14　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部改正

1　適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置について、当該経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告書の提出期限までに当該翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該翌課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。（附則第五十一条の二関係）

2　適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置を次のとおり講ずる。（附則第五十一条の三関係）

⑴　個人事業者である適格請求書発行事業者の令和九年及び令和十年に含まれる各課税期間（適格請求書発行事業者の登録、課税事業者選択届出書の提出等がなかったとしたならば事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間のうち一定の課税期間に限る。）については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、当該課税期間の課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の七十相当額とすることができる。

⑵　⑴の適用を受けようとする適格請求書発行事業者は、確定申告書にその旨を付記するものとする。

⑶　⑴の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告書の提出期限までに当該翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該翌課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

⑷　その他所要の措置を講ずる。

3　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、その適用期限を二年延長した上、次の見直しを行う。（附則第五十二条、第五十三条関係）

⑴　本経過措置による控除対象課税仕入れについて、一の者からの課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が一億円（改正前：十億円）を超える場合における当該超える部分の課税仕入れを除外する。

⑵　本経過措置により課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象となる金額について、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に、次に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて算出した金額とする。

イ　令和八年十月一日から令和十年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の七十

ロ　令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の五十

ハ　令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の三十

4　その他所要の規定の整備を行う。

第15　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部改正

1　非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税制度の適用期間を、令和十二年一月一日から令和十六年十二月三十一日まで（改正前：令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで）とする。（第十条、附則第一条関係）

2　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準について、その適用期限を一年延長する。（附則第十四条関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。